国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十九条の二第十一項」の下に「、第四十一条の二の三第五項」を加え、同条第三項中「租税特別措置法」の下に「第八条の四第十二項、」を加え、同条第五項中「証明書」の下に「（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令に規定する証明書を除く。）」を加える。

別表第三中「特定口座年間取引報告書
非課税口座年間取引報告書
未成年者口座年間取引報告書」を「報告書」に改める。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定及び別表第三の改正規定は、令和五年十月一日から施行する。

○財務省令第三十三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、及び国税関係法令を実施するため、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次条第九項」を「次条第七項」に改める。

第四条第二項中「（第四項に規定する者を除く。）」を削り、「前項の申請等」を「同項の申請等」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項第二号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第七項とする。

第五条第一項中「第七項（」を「第六項（」に、「前条の」を「同項の」に改め、同項第一号中「こと」の下に「（あらかじめ当該申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられている場合には、識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。）」を加え、同項第二号中「、国税庁長官」を「国税庁長官」に、「当該者」を「その者」に改め、同条第二項中「同条」を「同項」に改め、同条第三項第四号中「、磁気テープ」を削り、同条第七項中「同条」を「同項」に改める。

第六条第一項第二号中「第四条」を「第四条第二項」に改める。

第八条第一項中「特定納付手続を」を「国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続（以下この項において「特定納付手続」という。）を」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項第四号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に改正前の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下この条において「旧令」という。）第四条第一項の届出（同条第四項に規定する特定納付手続のみに係るものに限る。）をした者に対する同条第四項の規定による通知については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧令第四条第八項の届出をした者に対する同項の規定による通知及び提供については、なお従前の例による。

3　税務署長は、施行日において既に旧令第四条第四項の規定により識別符号の通知を受けている者（施行日において既に同条第八項の規定により暗証符号の通知を受け、同条第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムの提供を受けている者を除く。）及び施行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第四項の規定による通知を受けた者に対し、暗証符号を通知し、改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第二項の入出力用プログラムを提供するものとする。この場合において、当該暗証符号は、同項の規定により通知されたものとみなす。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則の一部改正）

第三条　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び第七項から第九項まで」を「、第六項及び第七項」に改める。

○財務省令第三十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十九条第三十一項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二第十一項及び第二十項並びに第三十九条の十五第一項第五号イの規定に基づき、法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「第十七項」を「第十八項」に改める。

附則第七条第二項中「新法人税法第六十九条第二十四項」を「法人税法第六十九条第二十六項」に改める。

附則第八条中「第三項の」を「第三項（これらの規定を法人税法施行規則第三十条の五において準用する場合を含む。）の」に、「同条第一項第三号」を「新法人税法施行規則第三十条の二第一項第三号」に改め、「「同条第十七項」とあるのは「法第六十九条第十七項」と」を削る。

附則第十二条第四項中「、同条第一項の計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する連結事業年度に係る旧租税特別措置法施行規則第二十二条の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写しは新租税特別措置法施行規則第二十条の七第一項の書類の写しとみなし」を削り、「新租税特別措置法施行規則第二十条の七第四項」を「租税特別措置法施行規則第二十条の七第三項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「計画の認定を」を「同条第一項に規定する計画の認定を」に、「新租税特別措置法施行規則第二十条の七第七項」に改め、同条第八項中「新租税特別措置法施行規則第二十二条の十一第二十七項の」を「租税特別措置法施行規則第二十二条の十一第二十七項の」に、「新租税特別措置法施行規則第二十二条の十一第二十二項に」を「同令第二十二条の十一第二十七項に」に改める。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。